

# 徒然草「身を守るにまどし」の典拠をめぐって

— 漢籍古注釈の注文の受容 —

山内 洋一郎

一

徒然草第三十八段「名利につかはれて」の段は、名利を  
求める心の非を説く思想を述べている。第二文以下の段落  
を記そう。

財<sup>たから</sup>おほければ身を守るにまどし。害<sup>こがね</sup>をかひ累<sup>つらひ</sup>を  
まねくなかだちなり。身ののちには、金<sup>こがね</sup>をして北斗  
をささふとも、人のためにぞわづらはるべき。をろか  
なる人の目をよろこばしむるたのしみ、またあぢきな  
し。大なる車、肥たる馬、金玉のかざりも、こころあ  
らん人は、うたてをろかなりとぞ見るべき。金<sup>こがね</sup>は山  
にすて、玉は洩になぐべし。利にまどふはすぐれてを  
ろかなる人也。

この「財おほければ」の文に、文体と思想から見て、何

か漢籍の典拠があらうと思われるが、まだ明らかになっ  
ていないようである。そして、「まどし」が常縁本に「ま  
とふ」とあり、典拠次第ではそれが本文優劣の一材料になる  
という問題がここに隠されている。

ここで筆者の想起するのは、『天草版金句集』にある出  
典未詳とされる第一九三則である。

多財<sup>タザイ</sup>ハソノ守身<sup>シユシン</sup>ヲ失<sup>シツ</sup>シ、多学ハキクトコロニ惑ウ。

「守心ヲ失シ」は吉田澄夫氏の翻字（『天草版金句集の研  
究』、東洋文庫、昭和二三年初版）であるが、福島邦道氏によ  
り、左の二例を根拠として「守身」と訂正せられた。<sup>1)</sup>

たからおゝければ身をがいし、名たかければ、しんを  
がいすともいへり。（わらんべ草、岩波文庫 一七八ペー  
ジ）

きみはかの大聖老子の言葉をしろしめされずや。…又  
たからをゝきときは身をまもるにうとし。（竹齋狂歌物

また「すこし似ている」として左例も挙げられた。

老子の曰く、欲多ければ身を損ひ、宝多ければ身を煩はすと言へり。(浮世物語 日本古典文学大系 三二七ページ)

ここに、類想というより、同一句が伝承の間に異なる形となったものと見える諸例が示され、二種に「老子」の言とするのが注目されよう。『わらんべ草』と同文では、

古人云、財多レバ身ヲ害シ、名高ケレバ神ヲ害ス、ト云へり。 沙石集、梵舜本第十本(七にも)

この所在が指摘されている(安良岡康作『徒然草全注釈』)。

右の「老子」は『老子道德経』益謙第二十二の河上公注であろう。

多則惑 (注) 財多者惑於守身、学多者惑於所聞。(財多キトキンバ、身を守ルに惑フ。学多キトキンバ、聞ク所に惑フ―書陵部蔵金沢文庫本群書治要所収本訓点)

『老子』の「多則惑」という本文を見るだけでは、関連の言句があるとは気づかないが、注文に極めて近い文があったのである。これに似る注は他にもあって、

身與貨孰多 (注) 財多則害身也。(財多ときは則身を害す) 立戒第四十四

金玉満堂莫之能守 (注) 嗜欲傷身、財多累身(嗜欲は神を傷ル、財多キトキンハ身を累ハス)

この後者は前掲の『浮世物語』の典拠としてふさわしく、その本文にある「金玉」は『徒然草』第三十八段に「金玉のかざりも」とあるのと無関係ともいえず、前者は『沙石集』『わらんべ草』例の前半に相当する。後者の句の上に「身」と対になる「名」について

名與身孰親 (注) 名遂則身退也。

とあるが、「名高ケレバ神ヲ害ス」とは結びつかない。但し、「害身」の句は他に見える。

多言数窮 (注) 多事害神、多言害身。 虚用第五

この注は『金榜集』『金句集』に採られ、天草版『金句集』、広本節用集に継承せられている。

老子経曰 多言害<sup>ハシ</sup>身<sup>ヲ</sup>多事害<sup>ハス</sup>神<sup>ヲ</sup>。

伊達家本金句集、慎身事 天草版金句集、一九九則 多言ハ身ヲ害ス。

『金句集』に「老子経」とあっても、『天草版金句集の研究』には「金句集」とのみあり、詳細な記述がない。河上公注までは探索されなかったもので、『老子』にあると認定されなかったのである。ともあれ、ここに漢籍古注の注文が、その本体の文言であるかのように一人立ちして流伝する適例を見出すことができた。

「財多ければ」に戻れば、これが河上公注より出ていることはたしかであろう。右の諸書に文句の不一致があるの

は、河上公注自体に類義の注がいくつもあり、それらが混同したのであろうし、書籍を離れて伝えられる間に変化することもあろう。書写の誤りもあるかもしれない。天草版にも「シッシ」という厳密には不明の部分があつて、そういう文はまだ見出してはいない。「惑シ」が「悉シ」と誤られた可能性が推測される。

『徒然草』に戻れば、「身を守るにまとし」が、河上公注「惑於守身」から見て、常縁本「まとふ」に近いこと明らかである。しかも、貧の意である「まとし」に「おろそかだ」「不足だ」という第二義を諸古語辞典が立てているが、その用例はこの『徒然草』の例に限られている。高校教材として採用されることの多い第三十八段であるから、この「まとし」を除外するわけにもいかないであろう。しかし、以上のように見てくると、この段の「まとし」は極めて疑問のある例であり、注意を要するのである。

## 二

徒然草三十八段には、「金は山に捨て、玉は淵に投ぐべし」ということばが、「財多ければ」に続いて記されている。その典拠として、『文選』巻一、班孟堅「東都賦」の左句が指摘されている。

女修<sub>ニ</sub>織<sub>ニ</sub>紉<sub>ニ</sub>男務<sub>ニ</sub>耕<sub>ニ</sub>耘<sub>ニ</sub>、器用<sub>ニ</sub>陶<sub>ニ</sub>匏<sub>ニ</sub>、服尚<sub>ニ</sub>素<sub>ニ</sub>玄<sub>ニ</sub>、

恥<sub>ニ</sub>織<sub>ニ</sub>靡<sub>ニ</sub>而不<sub>レ</sub>服、賤<sub>ニ</sub>奇麗<sub>ニ</sub>而不<sub>レ</sub>珍、捐<sub>ニ</sub>金<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>山<sub>ニ</sub>、沈<sub>ニ</sub>珠<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>淵<sub>ニ</sub>。

都の繁栄から人心の奢侈に流れるのを恐れて、皇帝が節儉を指導したことを叙したところであつて、『徒然草』の論述に合い、典拠として問題がない。或いは、その李善注に引く『莊子』天地の

若然者、捐<sub>ニ</sub>金<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>山<sub>ニ</sub>、藏<sub>ニ</sub>珠<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>淵<sub>ニ</sub>、不<sub>レ</sub>利<sub>ニ</sub>貨<sub>ニ</sub>財<sub>ニ</sub>、不<sub>レ</sub>近<sub>ニ</sub>貴<sub>ニ</sub>富<sub>ニ</sub>。

「君子」についていう夫子の言もまた参照されるようである。第三十八段の他の言句に『文選』の引用があり、『莊子』また兼好の座右の書であること明らかで、その指摘は正当なことである。ところが、河上公注にも見えることは、本稿の論旨からも、述べておかねばならない。

不貴難得之貨 (進言人君不御好珍寶、黄金棄於山、珠玉捐於淵。 安民第三)

この本文「不貴難得之貨」は、第二百十段「唐の物は」の

遠き物を宝とせずとも、又得がたき貨をたうとまずとも、文にも待るとかや

の出典として指摘されてきたところである。それ故に、その注に見る「黄金棄於山」云々を兼好が知らなかったとは言えないであろう。出典の一つとして指摘するに足ると思ふ。

八十三段「竹林院入道左大臣殿」の段末は左のようである。

亢龍の悔ありとかやいふこと侍る也。月満てはかけ、物盛さかにしては衰ふ。萬の事さきのつまりたるは、破やぶれにちかき道なり。

「月満ては…衰ふ」の典拠として、『史記』卷七九、范雎蔡沢伝の句が引かれている。

語曰、日中則移、月満則虧、物盛則衰、天地之常数也。

「日中則移、月満則虧」は、『周易』下経豊卦の句で、「周易」として『管蠡抄』六に採られている。『管蠡抄』六には「物盛則衰」が当然ないが、同じく金言集の『明文抄』四に

夫月満即虧、物盛則衰、天地之（以下欠）

とあるのは、「天地之」から見て、『史記』を採ったもので、兼好が『明文抄』に拠った可能性は確かに高く、直接に『史記』から得たものではないであろう。ところで、これもまた河上公注に見えるのである。「巧成名遂身退天之道」という著名な句の注（運夷第九）に

譬如日中則移、月満則虧、物盛則衰、衰極則衰。

とあり、これも兼好は見えていたことであろう。「物盛…則衰」は『玉函秘抄』に「老子」として採られている。なお、『老子』本文の「物壯則老…」（儉武第三十）を引く注

もあるが、関連は薄い。

第三百十段「物にあらそはず」の冒頭の文

物にあらそはず、己を枉げて人にしたがひ、我身を後にして、人を先にするにはしからず。

について「君子不所争」（論語八佾）が指摘されている。この後半部については河上公注にふさわしい文がある。

是以聖人後其身（注）先人而後己者也 韜光第七

精細に検討すれば、他にも該当する例が見出されるかもしれない。兼好が『老子』を好んだことは、第十三段の

文は文選のあはれなる巻々、白氏文集、老子のことは、

南華の篇。

という文で知られているが、『老子』を出典とすると指摘されている語句は、二・三にすぎない。『文選』の多さに比べて格段の差があり、思想的に見て近いはずには不審なことである。第三十八段の

智恵出ては偽あり、才能は煩惱の増長せる也。

この前半が「智恵出有大偽」（俗薄第十八）より出ているのは明瞭な例であるが、「衣食尋常よつねなるうへに、ひがことせんに人をぞ、まことの盗人とはいふべき」（第四十二段）に、「厭飲食財貨有餘、是謂盜夸、非道哉」（益證第五十三）を持ってくるなど、なお試みるべきことはあるように思われる。注の文に至っては、なお詳細に検討してよいであろう。既に挙げてきたところを、『老子』より兼好の得たものと

見るならば、引例の少ない印象は、少しは緩和されるかと思う。

『老子』の河上公注は藤原佐世の『日本国現在書目録』に早く見えるもので、日本の儒家で『老子』を講読するときの中心典籍となったようである。訓法については小林芳規博士に詳説<sup>3</sup>があり、伝本として左の三点が挙げられている。(他に図書館本類聚名義抄に所収の古訓がある) 1・2は近年影印本が公刊された。

1、金沢文庫本群書治要卷三十四所収老子

2、梅沢彦太郎氏藏応永六年本老子

3、書陵部藏老子経至徳三年点本

また、西崎亨著『老子道德経古點の国語学的研究 譯文篇』(私版、昭和六十三年四月)は右三本の訓読文を編成している。

日本に入ってきた『老子』は全て古注の付いたものであった。王弼注も右目録に載っている。『老子』の理解は、注文の理解を通してなされ、訓読も注文を一つの拠り所として行つたはずである。注の文章は、既に見てきたように、当然のことながら、本文よりは平易で詳しくなっていることが多い。そこには他書の成句、注文などを取り込み、引用することもあった(既引例に、『易経』を含むものがある)。古注の注文自体が、一つの充足した思想を持つ文として自立し、或いは記憶されることもありえたと思われる。

る。そう考えるならば、右に検討してきた『老子道德経』河上公注を兼好が『徒然草』の表現の中に取り入れたとする私見は、無理がないように思われる。

### 三

漢籍の古注の文を古人が重用してきたことは、『論語』『古文孝経』の受容を調べてみると、すぐに見出されることである。<sup>4</sup>

『論語』に関して言えば、『平治物語』『平家物語』などに引かれる「神は非礼を享けず」は『論語集解』八佾篇の何晏注に「苞氏曰」として出るものであり、『玉函秘抄』には54句の『論語』句の中に5句、集解注を収めている。その一つ「祭神如神在、事死如事生」は、上半は本文、下半は注文の取り合わせである。

『玉函秘抄』の『孝経』句引用に至っては、上巻に44句まとめて載せる中に32句まで孔安国注の文である。

『太平記』卷三十四、畠山道誓上洛事に「両雄ハ必争フ」という句がある。

思ノ外二世ノ中閑ナルニ付テモ、両雄ハ必争フト云習ナレバ、鎌倉ノ左馬頭殿ト宰相中将殿トノ御中、何様不和ナル事出来ヌト、人皆危ミ思ヘリ。

これに「両雄不ニ俱立」(史記、酈生陸賈列伝)が指摘され

ているが、

周易云、両雄必争

金句集、帝王事

とある。『金榜集』に見え、天草版『金句集』にも採られているが、その原拠は指摘されていない。これは『易経』上経乾伝第一坤卦の王弼注の句である。

『尚書』『文選』にもこの現象が見え、『老子』にあっても不思議でなく、既に述べたように、『玉函秘抄』に「物盛則衰、楽極則衰」（河上公注、運夷第九）があった。さらに同書に

功成事立名迹稱、遂不退身避立則遇<sub>二</sub>於害<sub>一</sub> 老子

とあるのも、河上公注（運夷第九）であったが、出所を単に「老子」とのみ記している。『孝経』注については「注」を示すことが多いが、転写するうちに消えることも多い。漢籍の古注を見るに、注の方法にさまざまあることがわかる。難語の簡明な言い換え、音注、出典注から、大意を述べるものまである。『論語』の皇侃義疏は集解を大きく発展させ、数倍の長文、文章になっている。

これらのうち原典の句の意義解釈、説明をするものは、それぞれの注者の時代のことばで平易に分析的に記述するので、当然判りやすい。その中に、注文のみ取り出しても、十分にすぐれた内容のある完結性のある文がある。古人は付注の漢籍を読んだばあい、注から本文に入ることが多かったであろうから、注の文章もその漢籍のことばとし

て記憶されることもあったであろう。もとより、注者はすぐれた中国の儒者であり、尊敬されるべき対象である。

日本の古典籍には中国の思想が、具体的には引用文、或いは自己の文章に融合した形で、採られていることが多く、その出典注記調査は、重要な研究である。それは多くは原典を指摘することで終わっているが、近年新しい視点が加わってきているように思われる。

それは、原典との間に中継ぎをする資料群があつて、日本の著者はそれによって知識を得たのではないか、ということである。金言集である『世俗諺文』『玉函秘抄』『管蠡抄』『明文抄』などが注意され、それで、これらの書自体の成立、組織、本文校定が要件となつてきている。それなりに写本を多く持ち、本文の異同は多い。また、中継ぎになり、知識を供給したものは金言集に限らないこと言うまでもない。

中国の漢籍自体にも伝流の間に数多い変化を持っているであろうこと、容易に推測でき、成句においても同様である。「出藍」の語をめぐる、私も考えてみたことがある。<sup>(5)</sup>

このような漢籍と日本の書籍との間に、古注にも視線を延ばしてみてもどうか、というのが、徒然草の「身を守にまどし」をめぐる、きた一つの考えである。

（奈良教育大学教授）

- 注(1) 「天草版金句集の出典について」(『国語学』第七九集、一九六九・一二)、『キリシタン資料と国語研究』(笠間書院、一九七三)所収。
- (2) 天草版『金句集』の出典未詳句の左の句も、河上公注(居位六十)の句であるが、天草版がいかなる書を経由して収載したかは未詳である。  
 国ヲ治ムルニ煩ワシキ則ンバ、下乱ル。身ヲ治ムルニ煩ワシキ則ンバ、精氣散シ去ル。 第二六則
- (3) 「老子経の古訓法」『漢文訓読の国語史的研究』第四章第五項(東京大学出版会、一九六七)
- (4) 金言集における漢籍古注の受容について、「広本節用集態芸門金言成句出典考」(『国語史学の為に』笠間書院、一九八六)の中で述べておいた。
- (5) 「中世語雑記(第三)」『文教国文学』第16号、一九八五・一